

全国釣竿公正取引協議会

# 公取協だより

## 「釣竿のサンプル調査」実施される

消費者庁からの指摘事項として、第三者機関に釣竿のサンプルを提供し調査を実施する方向が望ましいとの指導を受け、どのような方法で実施をするのか、どの検査機関に依頼するのかについて検討しておりました。この度、下記の要領で調査を実施いたしました。今後は、年間数十社を限度で実施していく計画にしておりますのでご協力を宜しくお願い申し上げます。

- 1) 検査機関：財団法人日本化学繊維検査協会
- 2) 検査依頼内容
  - ・「釣竿に使用される繊維素材の組成比試験方法」に基づく検査
- 3) 検査依頼（商品提出）
  - ・平成22年11月2日に「10社」（10本）提出
- 4) 検査結果完了
  - ・検査結果の受領：平成22年12月20日
- 5) 費用
  - ・検体一箇所につき 5,000 円

本報告書の全部又は一部の権利  
転讓取得を禁ずるものとします。

JSTIIF

No. JST-12-03037-1 (大取-2022)

### 試験報告書

依頼者 全国釣竿公正取引協議会 様  
品名 カーボンゴッド調度竿 1点  
試験項目 繊維組成比

平成22年11月19日付で当所に提出された試料の試験結果は下記のとおりです。

平成22年12月14日

〒508-4003 大分県西庄市東土井2-2-15 15号  
財団法人 日本化学繊維検査協会  
大分分析センター  
Tel: 080-5443-9752 Fax: 080-5443-9753

【試験結果】

試験項目	試験結果
繊維1 (平沢)	カーボン繊維 100
繊維2	カーボン繊維 100
繊維3	カーボン繊維 100
繊維4	カーボン繊維 100
繊維5 (穂先)	カーボン繊維 100

【試験方法】釣竿に使用される繊維素材の組成比試験方法[昭和60年(財)日本化学繊維検査協会]

【表示材料】 貼付者様

以上

本報告書に記述のない事項は試験に付随するものであり、(財)JSTIIF 会員の協賛機関で実施してはなりません。 複製・転載・再発行等については、ご同意を仰ぐ必要がありますので、ご留意ください。

※ 財団法人日本化学検査協会により

「釣竿に使用される繊維素材の組成比試験方法」を  
考案していただき実施いたしました。(下記□内は項目です)

### 釣竿に使用される繊維素材の組成比試験方法

財団法人日本化学繊維検査協会

- |   |   |
|---|---|
| <p>1. 目的</p> <p>この試験方法は、「釣竿の表示に関する公正競争規約施行規則」の第1条第1項(2)～(3)及び第2項の規程を確認することを目的とする。</p> <p>2. 器具及び薬品</p> <p>3. 試験片の採取</p> | <p>4. 試験操作</p> <p>4-1 樹脂の除去</p> <p>4-2 カーボン繊維ガラス繊維の分離</p> <p>5. 繊維組成比の算出</p> <p>6. 報告</p> |
|---|---|

## 釣用具等の特惠適用除外措置

「平成23年度税制改正大綱」が平成12月16日に閣議決定された中で、特惠関税制度の適用期限の延長及び見直しが行われておりますのでお知らせ致します。この実施については、この通常国会で関税暫定措置法の改正案が提出され、早ければ4月からの施行を目指すこととなります。

<以下文章を抜粋>

### 8. 関税

#### (1) 特惠関税制度の適用期限の延長及び見直し

平成22年度末に適用期限が到来する特惠関税制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を10年延長します。

- ① 鉱工業産品に設定している年間の特惠適用の限度枠（シーリング）を廃止し、適用する特惠税率を別紙5-1のとおりとします。（“魚釣用具等”は該当しません）
- ② 産品の競争力に基づく国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準を別紙5-2のとおりとします。（適用結果は別紙5-3参照）
- ③ 別紙5-4の品目を特惠適用の対象から除外します。また、別紙5-5の品目について、一般の税率（最惠国待遇税率（MFN税率））を引き下げます。（“魚釣用具等”は該当しません）
- ④ 繊維製品に関する特惠原産地規制について、途上国の特惠利用拡大に資するよう緩和します。
- ⑤ 世界銀行統計において3年連続で「高所得国」に該当したオマーン、トリニダード・ドバコ及びバルバドスを特惠適用の対象から除外します。

#### 【別紙5-2】

産品の競争力に基づく国別・品目別特惠適用除外措置の適用基準  
一の特恵受益国・地域を原産地とする物品のうち、過去3年間の平均で、当該物品の輸入額が同一の物品の総輸入額の50%を超える物品は、特惠適用の対象から3年間除外する。

ただし、過去3年間の平均で当該物品の輸入額が15億円を超えない場合は除外しない。

#### 【別紙5-3】

産品の競争力に基づく国別・品目別特惠適用除外措置の対象品目

関税率表の項番号 (HS4桁)	主な品名	原産地
9507	魚釣用具等	中国

広 報 関 連 の ご 報 告

●釣り雑誌（11社）に広告掲載

雑誌広告をご覧になられた会員様もいらっしゃるかと存じます。それぞれの地域および釣種を網羅できるよう検討の結果次の11誌の平成23年1月号～2月号に夫々掲載いたします。

- 北海道の釣り      釣東北      つり人
- 東海のつりガイド      関西のつり      レジャーフィッシング
- 釣紀行      ルアーマガジン      ソルティ
- フライフィッシャー      へら専科



**Japan Fishing Festival (国際フィッシングショー) 釣竿出展について**

出展規定に「出品物の範囲 ※釣竿は全国釣竿公正取引協議会が発行する公正マークを添付したもので海外製品は原産国名を表示したものに限りませう」と記載されており、公正マークを添付できるのは申請がなされ認定を受けた釣竿のみであることは、ご承知のことと存じます。

**Japan Fishing Festival (国際フィッシングショー2011)**へ出品する釣竿について、釣竿本体の完成がフィッシングショー直前の場合もあると考えられます。

この場合、申請手続きの一部である「画像およびデザイン画等」の資料添付が間に合わなく、認定が出来ないケースを配慮して「仮申請手続き」を以って対応することとなっております。

Fショーに出展する“釣竿”については、通常の「認定申請手続き」を行って頂くことは勿論、申請手続きに、間に合わない場合の「仮申請手続き」も合わせて、早目の手続きを宜しくお願い致します。

会 員 動 向

●第123回理事会で入会2社が承認されました。

- ・青森宝栄工業株式会社      取締役社長      原 正  
〒039-3214 青森県上北郡六ヶ所村大字平沼字田面木246  
TEL0175-75-3121      FAX0175-75-3125
- ・株式会社下田漁具      代表取締役社長      宇都宮 正員  
〒415-0022 静岡県下田市2-5-9  
TEL0558-27-0866      FAX0558-22-2299

◇ 大寒が過ぎ、大阪・横浜フィッシングショー開催間近となりました。会員の皆様におかれましては、風邪などひかないようご自愛下さい。

**全国釣竿公正取引協議会**  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-22-8  
日本フィッシング会館 5F  
TEL 03-3206-1130 FAX 03-3206-1140